

独立行政法人建築研究所  
中期目標期間業務実績評価調書

平成23年9月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

中期目標項目		評価結果	評価理由	意見
中期目標	評価項目（中期計画）			
2. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 (1) 研究開発の基本的方針	1. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標 を達成するためとるべき措置 (1) 研究開発の基本的方針	—		
<p>① 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応</p> <p>現下の社会的要請に的確にこたえるため、研究所の行う研究開発のうち、以下の各項に示す目標に対応する研究開発を重点的研究開発として位置付け、重点的かつ集中的に実施すること。その際、本中期目標期間中の研究所の総研究費（外部資金等を除く）の概ね70%を充当することを目途とする等、当該研究開発が的確に推進しうる環境を整え、それぞれ関連する技術の高度化に資する明確な成果を上げること。</p> <p>なお、中期目標期間中に、社会的要請の変化等により、以下の各項に示す目標に対応する研究開発以外に新たに重点的かつ集中的に対応する必要があると認められる課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究開発についても、機動的に実施すること。</p> <p>ア) 安全・安心で質の高い社会と生活の実現</p>	<p>① 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記に示す研究開発を重点的かつ集中的に実施する</li> <li>ア) 安全・安心で質の高い社会と生活を実現する研究開発</li> <li>イ) 持続的発展が可能な社会と生活を実現する研究開発</li> <li>ウ) 社会の構造変化等に対応する建築・都市の再構築を推進する研究開発</li> <li>エ) 情報化技術・ツールの活用による建築生産の合理化と消費者選択を支援する研究開発</li> </ul> <p>・研究所全体の研究費のうち、概ね70%を充当する</p>	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的要請の高い重点的研究開発課題に対して毎年の研究予算の割合の70%台（目標は概ね70%）を充当し第二期中期目標期間中に29課題を実施した。</li> <li>・所内に設置した研究評価所内会議のほか、外部有識者による評価委員会を設け、課題の選択、進捗状況の適切な評価・管理を行う体制のもとで研究を実施している。</li> <li>・公平・中立な立場（アンパイア側）からの確に推進し、設計用長周期地震動の設定方法を前倒して開発して、国交省の長周期地震動の対策試案の公表につなげており、我が国の長周期地震動対策を先導した。また、省エネ性能の評価手法の開発は、省エネ法のトップランナー基準に反映し、住宅エコポイント制度の施行を可能にした。ヒートアイランド現象の数値解析技術は世界をリードするものであり、外国政府からの技術指導要請が来た。その他、内部結露防止のための外皮設計法の開発や建築物用の再生骨材コンクリートの性能・品質に関する技術的知見の整理等を行い、建築基準法、省エネルギー法、住宅品質確保法など国の技術基準に反映されうる、質の高い成果を上げた。このほか、「建築・コミュニ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の科学技術のみならず、伝統的または歴史的な視点にも配慮して研究に取り組みたい。</li> <li>・第二期中期目標の4つの研究目標に基づき、各重点的研究開発課題に対応する個別研究課題がどのように選定されたのか示すとよい。</li> <li>・社会の構造変化に関する研究、情報化技術に関する研究は、基盤研究と関連づけながら、中長期的な取組の中で着実に成果を出すことが望まれる。</li> <li>・気候変動や地震など外部の自然的要因を視野に入れた建築・都市に関する研究を他機関と連携して取り組まれない。</li> </ul>

<p>イ) 持続的発展が可能な社会と生活の実現</p> <p>ウ) 社会の構造変化等に対応する建築・都市の再構築</p> <p>エ) 情報化技術・ツールの活用による建築生産の合理化と消費者選択の支援</p>			<p>「ゼロエミッション社会の実現に向けた省エネ基準の義務化」では、省エネ基準が義務化された際の推奨基準に反映されることを目的に、所内に実験住宅を建設し、運用時に必要されるエネルギー消費量を太陽光発電でまかなってもなお余剰エネルギーが発生することを明らかにするなど、今後の低炭素社会における先進的なエコ住宅と未来を先取りするライフスタイルの方向性を社会に示し、世界をリードするもので、社会的意義が大きい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これらを総合すると、中期目標の達成状況として優れた実績を上げている。</li> </ul>	
<p>② 建築・都市計画技術の高度化並びに建築の発達・改善及び都市の発展・整備のために必要となる研究開発の計画的な推進</p> <p>我が国の建築・都市計画技術の高度化や建築の発達・改善及び都市の発展・整備の課題解決に必要な基礎的・先導的な研究開発を計画的に進めること。なおその際、将来の発展が期待される研究開発についても積極的に実施すること。</p>	<p>② 建築・都市計画技術の高度化並びに建築の発達・改善及び都市の発展・整備のために必要となる研究開発の計画的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・萌芽的研究、基礎的・先導的な研究、地道な研究などの基盤研究を中長期的視点に立ち計画的に実施する</li> </ul>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の国の技術基準等への反映に向けた基礎的・先導的研究である基盤研究として、第二期中期目標期間中に、運営費交付金による課題（69 課題）、競争的資金による課題（105 課題）、合計 174 課題を、計画的に実施した。</li> <li>・重点的研究開発課題に発展した研究、海外での災害事例を参考にした研究、ソフト技術の開発にも取り組んでいる。また、平成 16 年スマトラ島沖地震を受けて実施した津波関係の研究の成果は、東日本大震災の津波被害の原因解明に活用されている。</li> <li>・これらを総合すると、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤研究についても、中長期的な視点や計画を明示して実施されたい。</li> <li>・都市計画技術に関する研究については、長期的視野で研究を充実させることを期待する。</li> <li>・今回の大震災を単に「震災と建築」の関係にとどめず、人間生活などの社会的な視点を含めてこれまでに考えていなかったテーマを拾い出し、社会生活の安心に繋げてほしい。</li> </ul>

<p>(2) 他の研究機関等との連携等 国内外の公的研究機関、大学、民間研究機関等との共同研究を他分野との協調も含めた幅広い視点にたって進めるとともに、非公務員化のメリットを活かしつつ人事交流等を効果的に実施し、より高度な研究の実現と研究成果の汎用性の向上に努めること。</p>	<p>(2) 他の研究機関等との連携等</p> <p>① 産学官との連携等による共同研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部の研究機関等との共同研究を積極的に推進し、各年度において40件程度実施する。</li> <li>・共同研究の実施にあたっては「建築研究開発コンソーシアム」の活用を図る</li> <li>・海外の研究者の受け入れ、研究所の職員の海外派遣等を積極的に実施する</li> </ul>	<p>—</p> <p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部の機関と各年度とも目標（年40件程度）を上回る共同研究を実施し、第二期中期目標期間中に144件となっている。また、海外との共同研究等も30件実施している。</li> <li>・日本を代表する公的研究機関としてアジアを中心に海外との共同研究に積極的に取り組んでおり、その一環で中国四川大地震の復興支援の協力もしている。</li> <li>・建築研究開発コンソーシアムにおいて、民間企業との共同研究、各種研究会への参加などの取組みを積極的に行っている。</li> <li>・厳しい予算状況にあるが、役職員を海外の国際会議に派遣（206回・256名）することで、海外の研究機関との交流も促進するとともに、若手研究者の育成のため、5名に対して一年間海外研究機関での研究機会を与えた。</li> <li>・これらを総合すると、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動や地震など外部の自然的要因を視野に入れた建築・都市に関する研究を他機関と連携して取り組まれたい。</li> <li>・共同研究は内容別に類型化することにより、戦略的に取り組まれたい。</li> </ul>
	<p>② 研究者の交流</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国、大学、民間研究機関等との人事交流を推進する</li> <li>・客員研究員又は交流研究員として毎年度20名程度の受け入れを実施する</li> <li>・海外から毎年度15名程度の受け入れを実施する</li> </ul>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客員研究員又は交流研究員、海外研究員について、それぞれ毎年度、中期計画の目標（客員研究員・交流研究員20名程度、海外から15名程度）を上回る人数を受け入れており、研究員の受け入れ、交流を積極的に行っている。</li> <li>・所内の研究開発にあたっては委員会を設置し、毎年度のべ440名以上の多様な分野の学識者を招請した。また、大学との人事交流の一環で、連携大学院制度の連携教官や非常勤講師の派遣をしており、その数も増加してきている。</li> <li>・研究開発力強化法を踏まえ、21年度に人材活用等方針を策定したほか、21年度選考よりテニユア・トラック制度を導入するなど、優秀な研究者の採用に積極的に取り組んでいる。</li> <li>・これらを総合すると、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</li> </ul>	

<p>(3) 競争的研究資金等外部資金の活用 競争的研究資金等外部資金の積極的獲得に取り組むことにより、研究所のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図ること。</p>	<p>(3) 競争的研究資金等外部資金の活用 ・競争的研究資金を戦略的に獲得する ・受託研究を積極的に実施する</p>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争的資金等外部資金の獲得数は毎年度増加傾向にあり、第二期中期目標期間中に 105 件（6.6 億円）を獲得した。</li> <li>・平成 20 年度途中より「一人一件以上申請」を所の目標として掲げるほか、申請にあたっては所内審査委員会で事前審査するなど戦略的な獲得に努めている。また、注意喚起の説明会等を通して、研究費の不正使用防止にも積極的に取り組んでいる。</li> <li>・これらを総合すると、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・獲得額の増加に向けて、事前調整や事前審査などにより組織的・戦略的に取り組むことが必要。</li> </ul>
---	---	----------	--	--

(4) 技術の指導

独立行政法人建築研究所法第14条により国土交通大臣の指示があった場合の他、災害その他の技術的課題への対応のため、外部からの要請に基づき、又は研究所の自主的判断により、職員を国や地方公共団体等に派遣し所要の対応に当たらせる等技術指導を積極的に展開すること。

(4) 技術の指導

- ・災害を含めた建築・都市計画技術に関する技術指導を積極的に実施する

S

- ・国、地方自治体、民間等からの依頼を受けて、毎年約300～400件の技術指導を実施している。これにより、第二期中期目標期間は、第一期の1040件を大きく上回る1622件となっている。
- ・国からの要請に基づく東日本大震災や新潟県中越沖地震の災害調査や18年北海道佐呂間町竜巻など国内の12災害のほか、外国政府等からの要請により中国・四川大地震、イタリア・ラクイラ地震、チリ地震など国外の6災害について、のべ92名を派遣し、建築物の被害調査を実施した。
- ・四川大地震（20年5月発生）では、被害調査による支援、同年に中国で開催された耐震関係の国際会議での講演のほか、一連の活動記録は報告書として整理し、ホームページで公開した。さらに、21年度からは中国耐震建築人材育成プロジェクトにつながっており、日本の耐震技術をアジアに各種手法を通じて普及する先導的な事例であると言える。
- ・建築基準法をはじめ、省工ネ法、住宅品質確保法、長期優良住宅法の技術基準の策定に参画した結果、第二期中期目標期間に97件の技術基準が公布された。特に構造計算書偽装事件は建築確認・検査制度の根幹を揺るがすものであり、構造再計算はもちろん、19年6月施行の改正建築基準法に係る技術基準の整備やその解説書の整備などは、建築研究所の技術的支援がなければ、事件発覚から2年という短期間のうちに終息させられなかったと考えられる。
- ・国交省の要請を受けた、国の先導事業の評価業務により、住宅の長寿命化や省CO<sub>2</sub>技術の推進とその普及に大いに貢献している。また、耐震分野、環境分野、防火分野においてアジアへの技術指導も積極的に実施した。
- ・これらを総合すると、中期目標の達成状況として優れた実績を上げている。

<p>(5) 研究成果の普及等</p> <p>研究成果の効果的な普及のため、国際会議も含め関係学会での報告、内外学術誌での論文掲載、研究成果発表会、メディアへの発表を通じて広く普及を図るとともに、外部からの評価を積極的に受けること。併せて、研究成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果を広く提供すること。</p> <p>研究成果については、知的財産権を確保し、適正に管理すること。</p> <p>また、(1) ①の重点的研究開発の成果の他、(1) ②の研究開発及び(2)から(3)の研究活動並びに(4)の技術指導等を通じて得られた重要な成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に反映するため、容易に活用しうる形態によりとりまとめること。</p> <p>さらに、研究成果の国際的な普及や規格の国際化等に対応すること等により、アジアをはじめとした世界への貢献に努めること。</p>	<p>(5) 研究成果の普及等</p> <p>① 研究成果の迅速かつ広範な普及</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果発表を毎年度10回以上実施する</li> <li>研究所のホームページのコンテンツ充実等により、毎年度300万件以上のアクセス件数を目指す</li> <li>研究内容及び成果を分かりやすく解説した広報誌を発行する</li> <li>施設の一般公開を毎年度2回実施する</li> </ul>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第二期中期目標期間に95回の研究成果発表会等を主催・共催したほか、他機関主催の発表会・展示会への参加、国際会議等での論文発表を行っており、中期計画の目標(毎年度10回以上)を大きく上回り、研究成果の広範な普及に努めた。</li> <li>外国向けマスメディアと連携した中国語と英語による情報発信、専門紙記者懇談会などメディアを通じた情報発信に努めており、年間約250件の記事が新聞等に掲載された。</li> <li>ホームページのアクセス件数は年々増加し、最終の平成22年度は637万件となった(中期計画の目標:300万件以上)。</li> <li>年2回の一般公開では、子供向け企画等により、第二期中期目標期間には、第一期の見学者数を大きく上回る7668名の見学者を受け入れた。</li> <li>これらを総合すると、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「成果の公表、情報発信」と「成果の普及」について、それぞれの意味を明らかにしながら、本当の意味での成果の普及に努められたい。</li> <li>一般の人に対してわかりやすい情報発信と成果の普及を行ってほしい。</li> </ul>
	<p>② 論文発表と知的財産の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果を学会での論文発表等により、周知、普及する</li> <li>査読付き論文の発信量について毎年度60報以上を目指す</li> <li>知的財産権の創出とその適正管理を推進する</li> </ul>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>査読付き論文数は、毎年度、中期計画の目標(60報以上)は達成した。また、口頭発表等を含む論文等の発表数は第二期中期目標期間中2585報であった。</li> <li>所内の研究業績を踏まえ、第二期中期目標期間中に15名の所員が文部科学大臣表彰、建築学会奨励賞や空気調和衛生工学会学術論文賞などを受賞した。</li> <li>民間との共同研究等により、第二期中期目標期間中に27件の特許が登録され、登録数は36件となった。</li> <li>知的財産の適正管理と審査にあたり、客観性及び公益性の確保に配慮するため、平成22年度に知的財産ポリシーを策定しており、今後、これに基づき、自己収入の増大に向けた更なる広報等の取り組みや特許等の保有の見直しを実施することとしている。</li> <li>これらを総合すると、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</li> </ul>	

	<p>③ 研究成果の国際的な普及等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を国際会議等に参加させるとともに、海外研究機関へ派遣する</li> <li>・国際的な情報発信を一層推進する</li> <li>・国際協力機構と連携した開発途上国の研究者等の受入れと海外研究機関への職員の派遣を推進する</li> </ul>	<p>S</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二期中期目標期間中に、招待講演等の派遣40名を含め、国際会議等に延べ256名の研究者を派遣（第一期250名）するとともに、地震防災のための東京国際ワークショップなど研究成果の普及のため43件の国際会議を開催（共催を含む）した（第一期18件）。</li> <li>・ISO（国際標準化機構）、CIB（建築研究国際協議会）等の国際協議会に、日本を代表する機関として参画し、国際標準の策定に貢献した。特にCIB（会員数500機関）では、建築研究所理事がCIB理事職（25名）から副会長に選出されており、このことは、建築研究所の国際的な貢献と業績が高く評価されたものと言える。</li> <li>・平成19年6月にUNESCO（国際連合教育科学文化機関）本部により開始した「建築・住宅地震防災国際ネットワークプロジェクト」（UNESCOプロジェクト）において、建築研究所が中核機関となっており、地震災害軽減に向けたこれまでの国際協力活動の実績が評価されたものと言える。また、プロジェクト開始後は、中核機関として参加国をリードしてアクションプランを推進し、急速に発展するアジアを含む世界の国々との人脈づくり、技術提携の発展など今後の関係づくりとしても評価できる。特にUNESCO本部も参画し、インドネシアと協定を締結したことは、地震災害軽減と震災時の相互支援において実効的であり、世界をリードするものである。</li> <li>・JICAの要請に基づく技術協力や「蒸暑地域住宅の研究/研修プログラム」の一環で開発している蒸暑地域向けの省エネ住宅設計技術は、資源・エネルギー消費の増加が著しいアジア地域の省エネ・省資源に大いに貢献している。</li> <li>・これらを総合すると、中期目標の達成状況として優れた実績を上げている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災を踏まえ、より大きい発想で国際基準を目指す研究開発と成果の国際的な普及に努められたい。</li> </ul>
--	--	--	--



	<p>④ 建築物内の地震動観測の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物内の地震動を観測するネットワークを充実する</li> <li>・観測記録等の積極的に公開する</li> </ul>	<p>S</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤関係の強震観測は多数存在するが、建築物に対する強震観測とその結果の公表を行っているのは建築研究所のみである。</li> <li>・長周期地震動の観測や新しい耐震技術の効果の観測などを強震計の設置方針の柱とし、第二期中期目標期間中に新たに 8 地点に設置した。現在、合計 79 地点に 228 台の強震計で観測を行い、東日本大震災や岩手・宮城内陸地震等において多くの貴重な強震記録を収集・公表した。</li> <li>・長期にわたり強震観測網の整備と維持管理を地道に続けてきたことや、21 年度以降長周期地震動の観測網を整備してきた結果、東日本大震災では数多くの観測結果を収集でき、それを震災 2 日後から公開した。</li> <li>・東日本大震災の観測データは、アメリカの地質調査所 (USGS)、強震観測データセンター及び地震工学調査研究センター等でも活用されているほか、アメリカの太平洋地震工学調査研究センターが震災後に日本に派遣した北米調査団の報告書においても、建築研究所の観測ネットワークは注目に値する旨が記載されており、外国からも評価されている。</li> <li>・22 年度に新たに設置した大阪府咲洲庁舎（超高層建築物）では、52 階で 10 分以上揺れが継続する長周期地震動を観測しており、今後の広範な研究への利用を可能とした。</li> <li>・強震記録や過去の長周期地震動記録を活用した建築研究所の研究成果は、国土交通省による長周期地震動の対策試案の公表に活用されており、評価できる。</li> <li>・これらを総合すると、中期目標の達成状況として優れた実績を上げている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の重要施設の耐震安全性を確保するためにも、建築物に対する強震観測網の充実は十分すぎるということはないので、さらなる展開を期待する。</li> </ul>
--	---	---	--

<p>(6) 地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動</p> <p>開発途上国等における地震防災対策の向上に資するため、これに関連する研究を着実に実施し、地震工学に関する研修を通じて、開発途上国等の技術者等の養成を行うこと。また、地震学や地震工学に関する世界共通の課題の解決に貢献する研究開発など、国際協力に資する活動を積極的に行い、国際貢献に努めること。</p>	<p>(6) 地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期・短期あわせて毎年度30名程度の研修を実施する</li> <li>・カリキュラムの更なる充実等を図る</li> <li>・地震学や地震工学に関する研究を積極的に実施する</li> </ul>	<p>SS</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二期中期目標期間に、地震工学通年研修に113名、グローバル地震観測研修54名、中国耐震建築研修40名、個別研修20名、合計227名を受入れており、第一期の161名を大きく上回った。</li> <li>・政策研究大学院大学と連携して、地震学コース、地震工学コース、津波防災コースの修了生に対して18年度より修士号の学位の授与している。</li> <li>・平成16年スマトラ島沖地震による甚大な津波被害を踏まえ、津波災害軽減に向けた国際貢献として、平成18年度より津波防災コースを開講した。</li> <li>・平成20年中国・四川大地震に対する復興支援策として、中国耐震建築研修を開講した。修了生は帰国後、建築研究所等からの短期専門家とともに中国国内で研修指導を実施し、中国全土で5000名の建築構造技術者を養成する予定である。外国で5000名もの技術者の養成に協力していることは、国内の研究機関のプロジェクトとして量的にも質的にも極めて異例なことである。</li> <li>・ODA予算が縮小される中で、建築研究所が津波防災コースと中国耐震建築研修の開講を実現させたことは、極めて異例で顕著な業績と考えられる。</li> <li>・グローバル地震観測研修は、包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効に向けた我が国の国際貢献として実施しており、21年の国連でのCTBT発効促進会議において当時の岡田外務大臣からも紹介されている。</li> <li>・研修内容を充実させるための研究として23課題に取り組み、それら成果を活かして、国際ワークショップの開催、地震カタログの作成・公表や英文講義ノートの充実・公表などに取り組んでいる。種々の活動の成果は国際地震工学センターのホームページで広く世界に発信しており、18年度は105万件のアクセス数が、22年度には166万件と増加している。</li> <li>・これらを総合すると、耐震分野において、我が国だけでなく世界的にも非常に大きな役割を果たしており、中期目標の達成状況として特筆すべき優れた実績を上げている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国耐震建築研修についても、プログラムの内容について情報発信に努められたい。</li> <li>・地震学及び地震工学分野は、東日本大震災を受けて萎縮することなく一層積極的に国際貢献に取り組みたい。</li> </ul>
---	---	---	---

<p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 組織運営における機動性の向上</p> <p>研究ニーズの高度化、多様化等の変化に柔軟に対応し得るよう、機動的な組織運営を図ること。</p>	<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営における機動性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究領域ごとに研究職員をフラットに配置する</li> <li>関連部門の研究職員を結集したプロジェクトチーム制を活用する</li> <li>研究支援業務を見直し、管理部門比率を引き下げる</li> </ul>	<p>—</p> <p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究領域ごとに職員をフラット配置した組織形態及び関連分野の職員を結集したプロジェクト・チーム方式（17の重点的研究開発課題）をとり、専門領域を超え研究を推進し、成果を上げている。</li> <li>20年度に長期住宅評価室、省CO<sub>2</sub>評価室を設置し、21年度は両室の充実を図り、国の先導事業の評価業務を適切かつ機動的に対応した。</li> <li>所内会議や職員との意見交換会等により統制活動、情報伝達、モニタリングを適切に実施できる体制となっている。また、各職員の意向把握、法人ミッション達成を阻害するバリアの把握、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察も行うことができている。さらに、理事長の組織運営は監事監査等によるチェックをつけており、監事からの意見に対して理事長は必要な措置を講じて監事に回答するとともに、所内に周知しており、内部統制は適切に実施されている。</li> <li>22年度末の管理部門の職員割合を17年度末に比べ引き下げている。</li> <li>以上のとおり、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員のモチベーションが上がるよう組織運営に配慮されたい。</li> </ul>
<p>(2) 研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築</p> <p>効果的・効率的な研究開発を行うため、研究開発に対する評価を実施するとともに、研究者の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図るため、研究者個々に対する業績評価システムを整えること。</p> <p>また、研究成果の社会・国民への還元を図るため、事後評価の結果を、その後の研究開発に積極的に反映させること。</p>	<p>(2) 研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発の開始前、中間段階、終了後に、必要性、実施状況、成果の質、研究体制等について自己評価、内部評価、外部評価を実施する</li> <li>研究者個々の活動と成果に対する定期的な評価システムを構築する</li> <li>事後評価結果をその後の研究開発に積極的に反映させる</li> </ul>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究評価の実施については、自己評価、内部評価、外部評価の順で各グループ単位に適切に実施され、その結果を踏まえた研究開発、予算配分が行われるなど、研究評価体制が十分整備されている。</li> <li>19年度と21年度は研究評価の客観性、公正さ、信頼性を確保に留意しながら、研究評価委員の見直しを行った。</li> <li>22年度は、研究成果の国民への確実な還元、他の研究機関の研究内容との重複排除を目的とした研究評価実施要領の見直しや内部評価結果の公表を行った。</li> <li>研究者の質の向上と、評価者と被評価者間の双方向のコミュニケーションの向上に向け、研究者業績評価システムの運用が着実に実施されている。</li> <li>以上のとおり、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</li> </ul>	

<p>(3) 業務運営全体の効率化</p> <p>研究業務その他の業務全体を通じて、引き続き情報化・電子化及び外部への委託が可能な業務のアウトソーシング化を行うことにより、高度な研究の推進が可能な環境を確保すること。</p> <p>特に、運営費交付金を充当し行う業務については、以下の通りとすること。</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、前中期目標期間の最終年度（平成17年度）予算額に対し、本中期目標期間の最終年度（平成22年度）までに15%に相当する額を削減すること。</p> <p>業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、前中期目標期間の最終年度予算額に対し、本中期目標期間の最終年度までに、業務運営の効率化により5%に相当する額を削減すること。</p>	<p>(3) 業務運営全体の効率化</p> <p>① 情報化・電子化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決裁の電子化の本格導入や電子的情報共有の一層の推進による文書のペーパーレス化を積極的に推進する</li> </ul> <p>② アウトソーシングの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一層のアウトソーシングを推進する</li> </ul> <p>③ 一般管理費及び業務経費の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般管理費について、平成17年度予算額に対し平成22年度までに15%相当額を削減する</li> <li>・ 業務経費について、平成17年度予算額に対し平成22年度までに5%相当額を削減する</li> </ul>	<p>—</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積極的に情報化・電子化を推進しており、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自らの行うべき業務に集中・特化し、質の高い業務実施が可能となるよう、アウトソーシングの適否について個別に検討した上で、研究補助業務、施設管理業務等について適切にアウトソーシングを行っており、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光熱水費の削減等の取り組みにより、一般管理費は毎年度3%削減した予算の範囲内で執行した結果、17年度予算に対して22年度までに14.2%の削減をした（目標：15%相当を削減）。</li> <li>・ 業務経費についても毎年度予算の範囲内で執行した結果、17年度予算に対して22年度までに11.8%の削減をした（目標：5%削減）。</li> <li>・ 以上のとおり、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アウトソーシングにより組織の空洞化が進まないよう注意されたい。</li> </ul>
<p>(4) 施設、設備の効率的利用</p> <p>研究所が保有する施設、設備については、研究所の業務に支障のない範囲で、外部の研究機関の利用及び大学・民間企業等との共同利用の促進を図ること。</p>	<p>(4) 施設、設備の効率的利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部の研究機関の利用促進を図るため、外部の研究機関が利用可能な期間を年度当初に公表</li> <li>・ 外部機関に対し事前に施設利用意向を聴取し、研究所の施設利用計画との調整を行う方式を導入</li> </ul>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部機関による施設・設備の利用は毎年20件以上あり、第二期中期目標期間中の総計で131件、2600万円の収入を得ている。</li> <li>・ 公開実験棟の開催、施設の案内資料の作成・配布、施設使用料の改定作業の実施（23年7月より適用）など、施設・設備の共同利用の促進を図っている。</li> <li>・ 以上のとおり、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同研究の推進等により、施設・設備の効率的利用に努められたい。</li> </ul>

<p>4. 財務内容の改善に関する事項        運営費交付金等を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>3. 予算（人件費の見積りを含む。）、        収支計画及び資金計画        (1) 予算        (2) 収支計画        (3) 資金計画</p> <p>4. 短期借入金の限度額        ・単年度400百万円を限度とする</p> <p>5. 重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>6. 剰余金の使途        ・研究開発及び研究基盤の整備充実に使用する</p>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定められた予算等について計画的な執行を行っている。</li> <li>・契約の公正性・透明性の確保に努め、随意契約、1者応札の改善に取り組んでいる。なお、未だ一者応札割合が高い原因は業務の特殊性であるとみられる。</li> <li>・その他、総合評価方式の導入、複数年契約に関する規定の改正など契約の適正化に向けた対応を着実に進めている。</li> <li>・以上のとおり、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</li> </ul>	
---	--	----------	--	--

5. その他業務運営に関する重要事項	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	—		
(1) 施設及び設備に関する計画 施設・設備については、3.(4)により効果的な利用を図るほか、業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し得るよう、適切な維持管理に努めること。	(1) 施設及び設備に関する計画	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究環境の改善に向けた優先度を勘案し、毎年、計画通り施設・設備の更新・改修を実施しており、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</li> </ul>	
(2) 人事に関する計画 非公務員化のメリットを最大限に活かし、国に加え大学、民間研究機関等との人事交流を推進すること。 なお、人件費（退職手当等を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、前中期目標期間の最終年度予算額に対し、本中期目標期間の最終年度までに国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行うこと。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めること。	(2) 人事に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>国、大学、民間研究機関等との人事交流を推進するとともに適切な人員管理に努める</li> <li>人件費について、平成17年度予算額に対し平成22年度までに5%以上を削減する</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な人員管理のもとで、国との人事交流のほか、大学、民間等とも人事交流を推進している。</li> <li>人件費は17年度予算に対して8.9%削減した予算の範囲内（目標：22年度末までに5%以上削減）で適切な執行を行うなど、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。実績ベースでも5.6%削減している。</li> <li>給与水準の対国家公務員指数については、年度により変動が大きく、22年度では、事務・技術職員で101.7、研究職員で105.6となっている。</li> <li>以上のとおり、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</li> </ul>	

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成状況として特筆すべき優れた実績を上げている。

S：中期目標の達成状況として優れた実績を上げている。

A：中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。

B：中期目標の達成状況として概ね着実に実績を上げている。

C：中期目標の達成状況として十分な実績が上げられていない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

## 総合的な評定

### 業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：20項目）

（20項目）

SS	1項目	<input type="checkbox"/>
S	4項目	<input type="checkbox"/>
A	15項目	<input type="checkbox"/>
B	0項目	
C	0項目	

## 総合評価

（中期目標の達成状況）

### ○研究開発関連

- ・社会的要請の高い重点的研究開発課題に対して毎年研究予算の割合の70%台（目標は概ね70%）を充当し、第二期中期目標期間中に29課題を実施した。途中、社会的要請の変化に即応し、重点課題の見直しを行い、最終的に設計用長周期地震動の設定方法や今後の低炭素社会における先進的なエコ住宅に関する技術的知見など、建築基準法等の技術基準に反映されるような質の高い成果を上げていることを評価。
- ・構造計算書偽装事件等への対応や、長期優良住宅先導事業等における先導的技術の評価業務など、国等に対する技術的支援を精力的に実施し、関連する技術基準の作成等に大きく貢献しているほか、国内外からの要請により、東日本大震災や中国四川大地震において建築物の被害調査を積極的に実施したことを評価。
- ・日本を代表する機関として国際協議会等に積極的に参画し、CIB（建築研究国際協議会）で建築研究所理事が副会長に選出されたことや、UNESCO（国際連合教育科学文化機関）本部による「建築・住宅地震防災国際ネットワークプロジェクト」（UNESCOプロジェクト）で建築研究所が中核機関となったことは、これまでの国際活動の実績によるものと評価。
- ・長期にわたり強震観測網の整備と維持管理を地道に続けてきたことにより、東日本大震災では数多くの観測結果を収集・公開し、外国の研究機関からも活用・称賛を受けていることを評価。
- ・修了生に対して修士号の学位の授与を18年度より開始した地震工学通年研修や、国連の会議で外務大臣が紹介したグローバル地震観測研修等により技術者等を育成し、地震学や地震工学に関する世界共通の課題の解決に貢献していることを評価。また、ODA予算が縮小される中で、建築研究所が津波防災コースと中国耐震建築研修の開講を実現させたことは、極めて異例で顕著な業績と評価。特に中国耐震建築研修では、研修修了生が指導者となり、中国国内で5000名の建築構造技術者の養成に協力しており、国内の研究機関のプロジェクトとしては量的にも質的にも極めて異例なことと評価。

### ○業務運営の効率化関連

- ・機動性のある組織体制の構築、契約の透明性・公平性の確保、予算の適切な範囲での執行、内部統制の確保、適正な人員管理など、業務運営の効率化に着実に取り組んでいる。

- ・以上のとおり、業務全般について中期目標の達成状況として着実な状況にあると認められる。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ・東日本大震災を踏まえ、すでにスタートしている第三期中期計画等の見直しを検討されたい。
- ・従来からの超高層建築物の安全対策や環境問題への対策、そして地震、津波対策だけでなく、都市機能の在り方など社会的見地から課題設定した研究開発などに取り組まれたい。
- ・震災関連の研究にあたっては、他機関と連携した競争的資金の獲得等により、省庁横断的な取り組みにつながるよう努められたい。
- ・研究開発にあたり、国際基準の策定を目指すなど一層積極的に国際貢献に取り組まれたい。

(その他)

総合評定 (SS, S, A, B, Cの5段階)  A	(評定理由)  個別項目ごとの評点の分布状況を勘案し、総合評定はAとする。
---------------------------------------	---